

平成 3 0 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 3 0 年 7 月 3 1 日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年 7月31日（火） 午後 1時00分～午後 1時45分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員	委員長	中塚 亮 君	副委員長	大沢 真一 君
	委員	渡部 茂 君	委員	横山 由香理 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	若林 ひろき 君
	委員	この 孝子 君	委員	新妻 さえ子 君
	委員	安藤 たい作 君	委員	石田 ちひろ 君
	委員	松永 よしひろ 君	委員	須貝 行宏 君

出席説明員	中山 企画部長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	品川 財政課長	榎本 総務部長
	米田参事(総務課長事務取扱)	立木 経理課長

○午後1時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、その他を予定しております。

なお、木村委員より、本日の委員会に欠席の旨、届け出がありましたのでお知らせいたします。

本日も、よろしく願いいたします。

1 特定事件調査

偏在税制に関すること

○中塚委員長

初めに、予定表1の特定事件調査を行います。偏在税制に関することを議題に供します。本日は、偏在税制に関するもののうち、税外収入を取り上げます。進め方でございますが、まず、区の税外収入にどのようなものがあるのか理事者よりご説明をいただき、その後、財源確保のあり方などについて議論ができればと考えています。

それでは、改めまして、理事者よりご説明願います。

○品川財政課長

それでは、私から税外収入についてご説明をいたします。資料をご覧ください。

1の税外収入ですが、これは一般的には租税収入、それから公債発行収入金以外の収入を示すもので自治体によって使い方はさまざまとなっております。

2の税外収入に該当する区の歳入でございます。ご覧いただきますとおり、各種交付金や補助金なども該当するものでございます。

3の交付金等や国・都の支出金に依存していない区独自とした税外収入ですが表にまとめてございます。初めに、分担金・負担金でございます。自治体で行う特定の事業により、特別の利益を受ける者からその受益を限度として徴収するもので、保育園保育料、それから庁舎等施設管理費負担金等、これは品川都税事務所、それから東京法務局、こういったところからの庁舎の賃貸料になります。

続いて、使用料・手数料でございます。使用料は行政財産の目的外使用や公の施設を利用する場合に徴収するもので、手数料のほうは特定のもののために提供する役務に対してその費用を徴収するものでございます。例としましては、集会所使用料、戸籍・住民票証明手数料などがございます。

続いて、財産収入でございます。財産収入につきましては、行政の特定の財産に対して収入を得るものでございます。基本的な例として載せておりますが、基金運用利子、それから地所賃貸料、不動産売買収入等でございます。

それでは、その下の寄付金のほうに移りたいと思います。寄付金でございますが、地方公共団体以外の者から受ける無償譲渡の金銭をいうもので、ふるさと納税寄付金等がございます。

その下でございます。諸収入です。諸収入につきましては、他の歳入予算科目のいずれにも属さない収入でございます。延滞金、それから過料以下、記載してあるとおりのものでございます。

4の過去3年の国や都に依存していない区独自の税外収入でございます。これは3の各項目と一致するような形で数字のほうは出してございます。表を見ていただきますと、財産収入、それから諸収入等に大きな変動はございますが、いずれにしても税外収入全体が歳入に占める割合は大体7%か

ら9%というところになってございます。

続いて5の税外収入確保に向けての動向というところで、ふるさと納税の活用、それから自治体の特定の事業を寄付で支援するガバメントクラウドファンディング、それから公共施設に社名などの名称を付与させるネーミングライツ、命名権と呼ぶ場合もございませうが、そういった多様な手法を用いて自治体として独自の収入を得る動きが最近は出ているという状況でございませう。

○中塚委員長

説明が終わりました。質疑に入ります前に、各委員に申し上げます。

先ほど説明がありました税外収入におきましては、区が行う複数の事業にかかわってございませう。つきましては、個別事業の具体的内容にまで踏み込んでしまいますと、ご答弁が難しいと思われませうので、その点に留意いただき、ご意見、ご質疑等を行っていただければと思ひませう。

それでは、本件につきまして、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願ひませう。

○安藤委員

まず、品川区は税外収入を増やしたいという政策的な考えを持っているのかいないのか、理由とあわせてお考えを伺ひたいと思ひませう。

○品川財政課長

品川区として税外収入の考えを持っているかということではございませうが、こちら、当委員会の調査項目にもなっている偏在税制で、法人住民税等の国税化がされたり、そういう動きの中で、区としても歳入の部分で大きな影響が出ている状況でございませう。こういった点を解消する一つの手段として、やはり税外収入で何かできないかというところは考えていく方向ではないかと思ひませう。

○安藤委員

率直に今の歳入などの状況を見ますと、平成29年度一般会計の決算では、品川区の歳入は過去最高額でありますし、あと基金を含めた財政状況、また、今後の人口動向を見てもしばらくは人口も増えるという状況でありますので、直ちに税外収入を増やさなければならぬ事情というものは特段ないかなと思ひませう。むしろ、区の現在の財政力をもって、苦しい区民生活の負担軽減に取り組むべきであつて、例えば保育園保育料、集会所使用料、学校やスポーツ等の公園使用料など、住民負担を減らす軽減施策を強めることが急がれているのではないかと思ひませう。

これら各種負担について軽減施策を進める考えはあるのか、この点だけお伺ひしたいと思ひませう。

○品川財政課長

政策を行うに当たつての金額の見直しというところではございませうが、これについては時期、それからバランス等があると思ひませう。こういった状況をいろいろと踏まえながら来年度予算を検討していくということではないかと考えてございませう。

○安藤委員

分担金・負担金や使用料・手数料についてもご説明はありましたけれども、やはり使用料などに関しでは、苦しい区民生活の実態もあるからこそしっかりと軽減施策を進めていくという方向でぜひ検討を進めていただければなと思ひませう。

○渡部委員

この資料にある分担金・負担金は平成26年度決算から平成28年度決算まで年間1億円ずつぐらい増えてきていますよね。これについては区としてどのような評価をしているのか。例えば、保育園がそれだけ増えたのだとか増加した要因を教えてほしいのと、諸収入についても、平成26年度決算と比較を

しますと、減が大きいのは何か理由があつてのことなのか、その説明をお伺いしたいと思います。

かねてから私たちとしましては、税外収入を増やす、増やさないというよりも、いわゆるサービスを受ける側が必要な対価を支払うべきだと申し上げています。ただ、高齢者クラブがシルバーセンターを使ったり、子どもたちのグループが児童センターを使ったり、地域の町会の方々が区民集会所を使ったりする場合には、当然サービス提供というのはなされているわけで、ただそういう形ではないところ、例えば社会教育関係団体に対する5割減免の制度が区にあります。ですから、しっかりと区民サービスの提供に努めていただかなければならないのだけれども、一方で、サービスを受ける側もその対価をしっかりと払うべきだと思っています。そういう意味で、区民集会所などについて今後やはりその辺の見直しをしていただきたい。

といいますのは、きゅりあんやスクエア荏原にしてもそれ相応の金額、それでも民間レベルに比べたら全然安価ではあると思うのですけれども、非常に使用率が上がっているわけですし、であれば、やはりそういう状況を踏まえて品川区としては、そういうような団体といましようか、そういう方々が借りる場合にも、しっかりと負担をしていただくべきだと思います。その辺について、考え方をお聞かせください。

○品川財政課長

まず、分担金・負担金の件です。こちらは金額が上昇傾向というところがございますが、これは委員のお見込みのとおり、やはり昨今の待機児童の関係で保育料が増えているというところから増加している状況でございます。それから、諸収入です。平成26年度決算の金額が非常に高くなっておりまして、諸収入の中には受託事業の費用が入っております。受託事業は東京都からの下水道事業など工事関係の事業がありますので、こういった工事関係の金額の変動がございます、その部分が非常に大きいというところがございます。

それから、今後の使用料・手数料の見直しでございますけれども、これも委員のお話しするとおり受益者負担ということですので、支払うべき方はやはり支払っていただくというところと、それからなかなか公共性のあるものとかそういうものについては当然使用料を取るべきではないという考え方をもとにしまして、今年度も予算編成の際に見直す部分だと思いますので、その辺に考慮しまして来年度予算に向けてやっていきたいと考えております。

○渡部委員

ありがとうございました。今お答えいただいたように、区民サービスの低下に必ずしもそれがつながるということでは全くございませんで、必要な方に必要な金額をお支払いいただいて、そこを利用するというのは当たり前のことなので理解が得られるところなのかなと思います。利用率を見ますと、きゅりあんや先ほど申し上げましたスクエア荏原等の文化施設が非常に利用率が高く、それ相応の金額でお使いいただいている事実もございますので、それは私どもも要望をさせていただきますが、しっかりと検討いただいて見直すときには見直せる状況をつくっていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○須貝委員

先ほど安藤委員からもありましたが、今品川区は歳入が増えている。これはある意味で国や日銀の施策も関係していると思っていて、ゼロ金利でさまざまな法人が今自身の実力以上の収入を得ているからたまたま増えていると思うのです。ですけれども、団塊の世代の方が退職されれば、その分の特別区民税、所得税もそうですが、歳入はもちろんどんどん減少していくし、法人税は東京都から交付金という

形で来るのでしょうかけれども、やはり今はたまたまいいかもしいかもしれませんが、将来に対する不安があると。さらに、国の税源偏在是正、地方消費税の問題や法人税の偏在もありますけれども、地方財源である法人住民税の一部を国税化して交付税の原資とするなど、やはりこれから地方自治体は大変になるのかなと推測しています。

ただ、もしできることならば、医療、介護、障害者福祉、子育て支援もそうですが、少しでも予算を回していただければいいかなと思うのですが、ただ、自ら得る税収だけで賄っていこうと考えていくと、やはりいずれ行き詰まるときが来るのではないかと思います。そのときにやはり独自の税外収入というものも各自治体で考えていかなければいけないのではないかと思います。

その中で、一生懸命区のほうでも職員の方々がいろいろと予算を切り詰めるため、省力化したり、さまざまな努力をされて一生懸命節約してやられているという姿もいろいろなところで見られます。ですけど、やはり前回の委員会でもお話がありましたが、ふるさと納税によって財源が失われていく。それ以外にも地方財源である法人住民税の一部を国税化されるなどの問題があるのだから、やはり前向きにもっとこのふるさと納税に対してどうやって減収を食い止めるか、また何とかマイナスではなくて、できるだけゼロに近い方向に持っていく努力は私は必要だと思うのです。そのために、いろいろお考えになっていると思うのですが、見ていると区民の方たちも、それからそれぞれ商売されている方たちも一生懸命節約しながら生きている中で、区がこれを放置するという言い方になるとちょっと強すぎるかもしれませんが、やはりこのままにしていって税の流失が毎年増えていっているという現状を見ると非常に残念だと思うのです。

それに対して、先ほど申し上げましたけれども、本来の特別区民税がいずれ高止まりになるのかどんどん減ってくるのかわからないですが、その中で何とかやはり税外収入で少しでも安定した財源を確保していくという政策を私は取っていただきたいと思うのですが、その辺について財政課としてはどのように考えられていらっしゃるのかお考えをお聞かせください。

○品川財政課長

ただいま委員よりありましたお話でございますが、現在の区の税収、それから特別区財政調整交付金、これらが品川区の歳入としてはほぼ半分くらいを占めるというものになっております。この特別区財政調整交付金と特別区民税というのは景気の波に非常に敏感なものになります。昨今の歳入状況を見ましても、例えば株式の配当の税収、それから株式の譲渡の税収等、こういったものがやはり好景気の影響が伸びているというところで税収が確保できているというところも一部にはございます。こういった中で、この状況がずっと引き続くというわけではないというふうには当然区としても考えております。そういう中で、ほかの部分で収入が得られないかというところは今後もやはり考えていかなければいけない。例えば、資料に記載しているクラウドファンディングとか命名権とかいうところもございます。また、やはり庁舎の財産を生かして収入を得るとか、そういった固定収入のほうもしっかりと今後考えていかなければいけないと思います。そういう景気の波が来ても安定した財政運営ができるように目指して頑張っていきたいと思っております。

○安藤委員

区独自の税外収入ということでいろいろ項目が記載されているのですが、先ほども意見を述べさせていただきましたが、やはりこういった使用料・手数料ですとか分担金・負担金、特に使用料・手数料のほうですが、表裏の関係があると思っています。要は税外収入を上げようとしてしまうと区民負担が上がるということになります。区民集会所ですとかスポーツ施設などは、先ほど答弁がありましたけ

れども、公共性があるものについてはやはりいろいろと大事な役割を担っているわけで、もちろん税金は皆さん払っているわけです。それがいざ使用するということになりますと、新たに使用料・手数料を支払うということになる。ある意味二重に払うという面もあるわけです。もちろん図書館などは、法律に定められているからなのですけれども、使用するときにはもちろん入館料などは取られません。でもそれは図書館という公共的な性質があるので使用料を取るのはどうなのかという考えのもとにそういった法律になっているわけであって、ですから区民集会所などの使用料の問題というのは、そういった施設の公共性を十分に踏まえた上で考えていかななくてはいけないと思っております。

もう一つは、先ほどから今後は財政状況が大変だという説明もあります。また、そういった意見も出ておりますが、もちろん楽観視できるものではないのは間違いのないと思いますけれども、しかし、やはりこういった形でどんどん行政が区民サービスという形で手を打っていかないと、例えば少子化はどんどん進んでいくわけですよ。一方で、フランスはやはりかなり政策的な、政治的な面で手を打って少子化対策、少子化を克服して税収を上げていくというところもあるわけですから、やはりしっかりと財政が厳しくなっていくからサービスを削るとか手数料を上げるという方向にはやはり行くべきではないし、それがさらなる悪循環を生むというところもしっかり見ていかななくてはいけないのではないかと思います。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。ちょっとわからない点がありましたので伺いたいと思います。

ネーミングライツについてなのですが、これは契約期間が多分あると思うのですが、大体どのくらいなのかということと、社名などの名称を付与させるということなので条件とかあるのか。また、どのくらいの収入になるのか伺いたいと思います。

○品川財政課長

ネーミングライツのご質問でございますけれども、契約期間ですが、これはもう当然のことながらまちまちなのですが、おおむね大体3年から5年ぐらいが標準的なところかなというところではあります。正確なところは言えませんが、大体3年契約や5年契約、6年契約等ございます。多分、その時点でまた契約更新とかそういうような形になってくるのではないかと思います。

それから、条件ですけれども、これもまちまちなのかなと思います。ただ、今ネーミングライツについて1つ言えるのが、例えば名前を変えてしまうことで全く場所がわからなくなってしまうとか、そういうもともと地名で何々球場とかそのようにしていたのが、何々会社のお名前の球場みたいになってしまうと、一体どこの球場なのかとかそういうところがわからなくなってしまうので、昨今なんかは、例えばやはり地名だけは入れて企業の名前を入れてくださいとか、そんな動きも少し出ているのではないかなと感じます。

それから、使用料ですけれども、これはやはり公共施設の大きさ、それからその公共施設が使われる度合いとかによって全く違ってきます。何百万円の単位から何億円というような単位までかなり幅広い金額になっているという状況でございます。

○松永委員

ありがとうございます。期間について聞いたのは、例えばその施設が建て替えになったりとかあるかもしれないので、それを踏まえた期間の設定がされているのではないかと思います。質問させていただきました。

収入については、ピンキリということなのですが、大体理解しましたので、ありがとうございます。

ます。今後のネーミングライツの進め方についてどういうふうに区は考えておられるのか、最後に質問したいと思います。

○品川財政課長

このネーミングライツの部分に関して、区の方向性として今どういうところかということですが、他自治体の事例等を参考にしながら進めていくことになるかと思えます。例えば、昨今ですと渋谷区ではトイレに命名権を付与したりとか、それから命名権だけではなく、トイレの維持・管理も含めて企業にお願いするというタイプもあるようです。こういった他区の実例なども参考にしながら、区の施設でうまくネーミングライツをやれるところはないかということと、それから先ほども申したような形で、ネーミングライツをすることによって逆に不利益を生じるようなことがないような形で、いろいろと調査しながら進めていきたいと考えています。

○若林委員

今日の特定事件調査は偏在税制のうち税外収入ということで、国の税源偏在是正により現状、また今後どれだけ税収が減っていくのか。それに対して、今日は税外収入ですが、それを穴埋めという言い方が正しいのかどうか、収入を増やす、または減らさない工夫、ネーミングライツとかさまざまな税外収入についてのお話がありましたけれども、全体的にどのように区としては考えておられるのか確認をさせてください。

○品川財政課長

まず、昨今の法人住民税等の国税化、それからふるさと納税もそうなのでありますが、おおむねになるのですが、今年度の概算で品川区では60億円の減という形になっております。60億円ですとかなりの事業ができたりするのでありますが、そういう金額になっております。

今後どういうふうに動くかということなのですが、まずは国の税制のやり方について当然意見をしなければいけないということで、特別区長会等が中心となって国に要望等を上げているという動きをする一方で、先ほども少しご説明しましたネーミングライツやクラウドファンディングを利用してうまく税収、収入が確保できないかというところを現在検討している状況でございます。

○若林委員

今年度で60億円の減であると、そうすると消費税が10%に上がる来年にはさらに影響が出てくるということで大変に大きな額、特別区民税とかほかのものとは比べても相当大きな額ということで、これをどのように賄っていくか。国の方向性もしっかりと注視していかないと、そういう意味では、たびたび議論になっているふるさと納税についてはいろいろな意見があつて私自身もこれという主張を今までしたことはありませんけれども、一定の取り組みを検討されているということですが、そもそも品川区がいわゆる基金も含めて、また人口増とかに伴って一般的な税収はある意味では右肩上がりという状況の中で、私の感覚の中ではなかなかそういう切迫感がないのかなと。という中で、検討はするけれどもなかなか、ではそれを本当に区のほうで考え方を決定されたときに、それを後押ししていこうという議会の役割もあるのかなと思うのですが、そういう議会の議論もまた活発に行わなければいけないということもあるのですが、そういう意味では区のほうから区全体の議論を巻き起こせるように積極的な情報提供を、こういう場を含めていろいろな形でしていただきたいなと思えます。

○石田（ち）委員

ネーミングライツについて伺いたいと思うのですが、先ほど他の自治体を参考に区内でもうまくやれるところがあったら考えると。逆に名前を変えることで不利益になるようなことがないようにと

ということも検討していくということだったのですが、他自治体を参考にして考えるということで、具体的にこういうところまで考えているようなところがあるのか聞かせていただきたい。あと、やはり区の施設は区民の財産ですので、その名前を企業の宣伝やもうけの対象にすることは問題があるなど私は思っているのですが、先ほど財政課長がおっしゃっていましたが、このネーミングライツによって何の施設なのか利用者などに逆にわからなくなってしまうということ、また、スポンサーの都合による急な変更などもあつたりします。ですので、先ほど安藤委員も言いましたけれども、現在の区の財政状況を見ても、そして今後を見通しても品川区でネーミングライツを早急に導入していくという状況にはないと思うのですが、その辺はいかがでございますか。

○品川財政課長

ネーミングライツについて、現在どこまで検討しているかという質問でございますが、具体的にどこをどうというようなことは考えてはおりません。ただ、区の施設等を利用してうまくできないかというところで、ちょっと答弁が重なってしまうのですけれども、他自治体の事例を今参考にしながら区でやるとうまく導入できる場所はないか場所の選定とかそういったところも含めて考えているところでございます。

それから、企業の宣伝になってしまうというところでございますけれども、当然ネーミングライツですので、やはりその企業の宣伝のかわりにお金をいただいて、地域のために使っていくというものでございますので、これについては均衡性はとれているのかなという考え方だと思っております。ただ、先ほども委員からお話がありましており、場所がわからなくなるとか企業の名前を入れたことによってデメリットというものがあるかと思えます。それから、当然選定する企業もやはり考えていかなければいけないと思っております。例えば、ネーミングライツを獲得した企業が後に、企業イメージが何かしらで悪化してしまったとかそういうことによって公共施設にも影響が出るということが可能性としてあるのかなとは思いますが、その辺はやはり選定する際に我々もしっかり見ていかなければいけないところではないかと思えます。

それから、区の財政としては非常に歳入も歳出も増加しているという中で、どこまでやるかというところでございますけれども、これはまずこういう税外収入の今のやり方をやはり区としてもやっていくこと、そういうノウハウを得ていくことが非常に大事なのではないかと思います。そういった意味でも、税外収入についてはやはり進めていくという考えでございます。

○石田（ち）委員

やはり税外収入を積極的に進めていくような答弁でしたけれども、先ほども安藤委員からありましたが、やはり区民の負担になるようなことによる税外収入は逆に区民負担が増えるだけということになってきますので、そこは重々考えていただいて、でも私自身としては今の品川区の状況を見ても税外収入に頼らなければいけないという状況があるようには見えないので、これについては私も勉強をしてやりたいと思えます。

○渡部委員

先ほど60億円という金額が流出、これは前回の委員会の中で説明があつて、これは事実であつて私たちがそれに向き合っていかなければならないわけです。その中で、では品川区の自助努力として何とかできるところって何なのだろうと考えたときには、やはりふるさと納税で出ていくのをどう抑制していくかというところ、もしくはそれをどういうふうにかバーしていくかというところだと思うのですね。それは何も儲けようだとか、区民からお金を取ろうとか、そういう感覚ではないのだと思えます。です

から、その中で今さまざまご答弁をいただいた中で区としてネーミングライツを研究していく、それは当然だし、どういうところで品川区にマッチしたやり方ができるかというのを考えていただけるといのはありがたい。逆に私たちもこういうのはどうなのだという提案をしていきたいと思います。これに関して当然区民に対して不利益がないように、先ほども財政課長がおっしゃっていたように、何とか球場といってもどこにあるのかということになりかねない。ただ、この辺をどういうふうにしていくのだというのも必要なことですし、管理運営をどうしていくのかというのも必要なことです。

例えば、こういう考え方はいかがでしょうか。例えば今区が持っている土地で遊んでいるようなところがあるとします。そういうところを区のどこが管理するのかが別として、何かそれを期間限定で地域の方、ないし企業に使っていただくことで、収入を得たりとかいうのも考えようではあるのかなと。これは東京都の話になるのかもしれないですけども、例えば今、道路拡張で収用された土地があって、ただ、それがここは都有地ですよ、区有地ですよというのではなくて、そういうところの時限的な活用方法を考えていくということも私はいいいのではないかと思うのですが、何か制約があつてだめだったらそれはそれで教えてください。そういういろいろなことを考えていくことが必要だと思うのですがという質問です。

○品川財政課長

ご意見ありがとうございます。非常に貴重なご意見かと感じております。当然いろいろ区有地の中でも事業を進めている際に、収用してあいているところ、あいているというか事業が進むまではそのままにしているという土地はございます。こういった土地をうまく利用する方法がないかというのは十分検討に値するかなとは感じます。

ただ、いろいろ例を見ますと、どうしてもかなりの制約があつたり、例えば品川区の土地でも行政財産、普通財産というふうにもいろいろと切り替えの手続等もしなければいけなかったりということもございます。それから、事業のため用地を買っているのですけれども、買う際に補助金が出るのですが、実際に使う用途と違う用途で使うという場合には補助金を返還しなければいけないとか、そういった事例なども出てきてしまうので、この辺のところをうまく調整しながら活用できる方法がないかというのは十分に検討に値するかと思いますので、今後ともその辺については考えさせていただきたいと思っております。

○渡部委員

ありがとうございます。そういう制約がかかっているということは承知しているのですが、ただ、やはりこれからそういうところが増えてくると、地域の方々からもったいないねという話が出てくると思うのです。こういう状況がある中で、何らかの形の有効利用、それはお金を得るとかお金にかえるとかという意味ではなくて、有効利用ができるのであればそういう方向を少し考えてもらいたい。当然、税外収入といいましょうか、区民の不利益にならないよう形で収入を得られるものは行ってほしいのは事実ですし、私たちも頭をひねってこれから考えてまたご提案させていただこうと思うのですが、そのようなところで区も研究していただいて何かできるのであればやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○中塚委員長

ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 その他

○中塚委員長

次に、予定表2のその他を行います。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、正副より1点ご案内いたします。

次回の委員会での視察でございます。横須賀児童相談所および江東児童相談所を視察先として受け入れのお願いをしておりましたが、過日、受け入れが困難である旨の連絡がございました。

つきましては、江東児童相談所以外に都内で児童相談所と一時保護所を併設している足立児童相談所に視察先を変更させていただきます。なお、足立児童相談所は当地から距離が遠く移動に時間がかかるため、当日は夕方までの委員会になることが予想されます。委員の皆様におかれましては、視察先の変更および委員会の所要時間についてご了承いただければと思います。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後1時45分閉会